

促進区域指定の案に対する意見書の要旨（能代市、三種町及び男鹿市沖）

	意見書の要旨	ご意見に対する考え方
1	<p>1, 利害関係者該当の定義 利益と損害を受けると言う意味で、住民もまた被害者となり得る、住民が受ける損害、被害の観点から意見を述べさせていただきます。どうして秋田県沖を公示、指定したのか、その理由を述べて頂かないと理解できない。また、秋田県や能代市、八峰町にどれだけ利益があるのか試算していたらそれを公表しないといけなく、及び、秋田県民や能代市民等にどれだけ利益があるのか試算を公表して頂かないといけなく。まずもって民主主義国家を標榜するならば前述のことは、必須と思われる 指定場所の住民の意見を反映されるのが、国の仕事と考える、住民の賛成なくして事業は成り立たないし住民不在の国策は避難されうる事象と思われる。</p> <p>2, 既存設備に事後調査の報告を盛り込んだ環境アセスではあるが、これからの発電設備整備にひとつも生かされていない、騒音、低周波音、電磁波、景観、鳥類等など住民には耐えがたい苦痛と試練を追わせている状況でありながら、まだ、このような施設、設備、整備をしようとしている、いかがなものか。ご一考願いたい。</p> <p>3, 陸上あり洋上あり、どうしてここに一極集中なのか、どうして、千葉や神奈川等の洋上や山の尾根に作らないのか、福島を自然エネルギーの県としてもいいのでは、と思うが如何か、大都市に近く利便性が大きい。よって、結論として指定には応じられないし、指定に反対する。</p>	<p>○促進区域の指定基準については、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律第8条第1項に規定されており、この基準に適合すると判断したため、今般、本区域の指定の案を公告し、縦覧に供したところ。</p> <p>○また、本区域については、同法第9条に基づき、国、県、関係市町村、関係漁業者の組織する団体その他の利害関係者、学識経験者から構成される協議会を設置しており、この協議会において、協議会の意見とりまとめに記載された留意事項について公募から発電事業終了までの全過程において留意がなされることを前提に促進区域として指定することに異存ないとの合意がなされております。</p> <p>○環境アセスについては、協議会の意見とりまとめにおいて、発電事業を実施する選定事業者が留意すべき環境配慮事項が記載されており、当該事業者にはこれらの留意事項を尊重することを求めることとなります。</p> <p>○政府としては、エネルギー基本計画(2018年7月閣議決定)に基づき、陸上風力、洋上風力の双方について導入拡大していくこととしており、他地域においても、風力発電の普及を推進してまいります。</p>